

横浜市乳幼児一時預かり事業 利用料減免・減額制度について

◆利用料の減免について

【対象児童】

保護者が横浜市民で、

- (1) 生活保護世帯の児童
- (2) 非課税世帯の児童
- (3) ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）の児童
- (4) 多胎児（緊急、リフレッシュ利用目的に限る）
- (5) 市町村所得割合算額が7万7,101円未満である世帯（年収360万未満相当世帯）の児童

【減免を受ける方法】

施設を利用する前に、それぞれ該当する証明書類（個人番号の記載のないもの）の写しを施設へ提出してください。

提出後、横浜市に確認、承認が下りた後からの対応となります。承認が下りるまでは、利用料金を頂戴し、後日返金となります。また、年度または有効期限ごとに提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

(1) 生活保護世帯の場合

生活保護受給証明書、保護決定通知書、休日・夜間等診療依頼証のいずれか

(2) 市民税非課税世帯の場合

市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書

※保護者（父母）および保護者と同一世帯（同居かつ生計同一）の方が横浜市民であり、それぞれが減免に必要な書類を提出できること

※戸籍上、ひとり親である場合に限り、1通の証明書で判定します。

※課税証明書などでひとり親であることが確認できない場合、または配偶者と姓もしくは住所が異なる場合は、個性謄本の提出が必要です。

(3) ひとり親世帯の場合

福祉医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書のいずれか（いずれも横浜市発行のもの）

(4) 多胎児の場合

母子健康手帳（出生届出済証明の箇所）、住民票、健康保険資格確認書、戸籍謄本、小児医療証のいずれか

※多胎児減免分助成の対象となるのは、多胎児児童のみ。多胎児の兄弟は対象外、多胎児児童であれば、一人だけ預かる場合も対象となる

(5) 市民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯（年収360万未満相当世帯）

保護者（父母のみ）の市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書

※備考欄に税額控除額の内訳が必要、必ず証明書発行窓口でその旨を申し出てください。

【減免される額】

(1)～(4) 全額減免（ただし、食費等の実費負担分は除く）

(5) 利用料総額の2/3減免（ただし、食費等の実費負担分は除く）

対象：横浜市民 対象外：里帰り出産、一時的な帰国等の場合